

# JIS

## 自動車部品—フラッシュユニット

**JIS D 5707 : 1998**

(2003 確認)

(2008 確認)

平成 10 年 7 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

## まえがき

この規格は、工業標準化法に基づいて、日本工業標準調査会の審議を経て、通商産業大臣が改正した日本工業規格である。これによってJIS D 5707:1986は改正され、この規格に置き換える。

今回の改正では、日本工業規格と国際規格との整合を図るためにISO 4082-1981, Road vehicles—Motor vehicles—Flasher units及びISO 7588-1983, Road vehicles—Relays and flashers—Mounting and positioning dimensions of male tabs and socket apertures for relays and flashersを基礎として用い、関連のISO/TR 8857-1986, Road vehicles—Flashers—Functional allocation of terminalsも合わせて使用した。

JIS D 5707には、次に示す附属書がある。

附属書1(規定) フラッシャの外形寸法

附属書2(参考) フラッシャ端子の機能配分

---

主 務 大 臣：通商産業大臣 制定：昭和 31.10.2 改正：平成 10.7.20

官 報 公 示：平成 10.7.21

原案作成協力者：社団法人 自動車技術会

審 議 部 会：日本工業標準調査会 自動車・航空部会（部会長 佐藤 武）

この規格についての意見又は質問は、工業技術院標準部材料機械規格課（〒100-8921 東京都千代田区霞が関1丁目3-1）にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第15条の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 自動車部品—フラッシャユニット

D 5707 : 1998

## Automotive parts—Flasher units

**序文** この規格は、1981年に第1版として発行されたISO 4082, Road vehicles—Motor vehicles—Flasher unitsに規定されているフラッシャユニットの電気的特性に関する技術的内容を変更することなく作成した日本工業規格であるが、対応国際規格には規定されていない規定項目(製品の呼び方)及び規定内容(表示内容など)を追加した。

また、1983年に第1版として発行されたISO 7588, Road vehicles—Relays and flashers—Mounting and positioning dimensions of male tabs and socket apertures for relays and flashersに規定されているフラッシャユニットの端子及び配置並びに外形寸法を変更することなく**附属書1**として規定した。

なお、この規格の本体及び**附属書1(規定)**で点線の下線を施している箇所は、原国際規格にはない事項である。

**1. 適用範囲** この規格は、トレーラを装着しない、又は装着できる、12V又は24Vの電気システムをもつ自動車に用いるフラッシャユニット(以下、フラッシャという。)の電気特性、その他製品要求事項について規定する。

この規格は、二輪自動車に適用できる。

**備考** この規格の対応国際規格を、次に示す。

ISO 4082 : 1981, Road vehicles—Motor vehicles—Flasher units

ISO 7588 : 1983, Road vehicles—Relays and flashers—Mounting and positioning dimensions of male tabs and socket apertures for relays and flashers

**2. 引用規格** 次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。この引用規格は、その最新版(追補を含む。)を適用する。

JIS C 7506 自動車用電球

**備考** IEC 60809 Lamps for road vehicles—Dimensional, electrical and luminous requirementからの引用事項は、この規格の該当事項と同等である。

**3. 定義** この規格で用いる主な用語の定義は、次による。

- a) **ランプ点灯開始時間** フラッシャ回路のスイッチを入れた瞬間から、最初にシグナルランプの端子電圧が11 V又は22 Vに達するまでの時間。
- b) **ランプ消灯開始時間** フラッシャ回路のスイッチを入れた瞬間から、最初のシグナルランプの点灯においてのランプ端子電圧が、下がって3 V又は6 Vに達するまでの時間。
- c) **ランプ点灯継続時間** フラッシャの作動による最初のシグナルランプの点灯で、シグナルランプの端子電圧が11 V又は22 V以上を保っている時間。
- d) **点灯率(Current“on”-time)** シグナルランプが点滅する1周期の中で、シグナルランプの端子電圧が、11 V又は22 V以上を保っている時間の占める割合を百分率で示した値。
- e) **ランプ断線表示機能** 主となるシグナルランプが断線したときに、視覚及び/又は聴覚によるシグナルランプ作動表示装置が表示頻度を変化させるか、若しくは、視覚装置の場合に表示動作を停止することによって警告する機能。